裁判員経験者の意見交換会議事録

1 開催日時

平成29年7月10日(月)午後2時から午後4時まで

2 開催場所

広島地方裁判所大会議室(南棟3階)

3 出席者

司会者 丹 羽 芳 徳 (広島地方裁判所刑事第1部裁判長裁判官)

裁判官 武 林 仁 美(広島地方裁判所刑事第1部裁判官)

裁判官 藤 村 香 織(広島地方裁判所刑事第1部裁判官)

検察官 中 山 一 郎 (広島地方検察庁公判部長)

弁護士 森 山 直 樹 (広島弁護士会所属)

裁判員経験者(1番)(50代 男性)

裁判員経験者(2番)(60代 女性)

裁判員経験者(3番)(70代 女性)

裁判員経験者(4番)(60代 女性)

裁判員経験者(5番)(40代 男性)

裁判員経験者(6番)(70代 男性)

裁判員経験者(7番)(60代 女性)

裁判員経験者(8番)(50代 女性)

4 議事内容(議題等は別紙のとおり)

○司会者(丹羽裁判官)

皆さん,こんにちは。広島地裁刑事第1部のB合議体裁判長をしております丹 羽と申します。本日の意見交換会の司会進行を務めさせていただきます。よろしく お願いいたします。

早速ですけれども、今回は17回目というふうに聞いておりますけれども、裁

判員経験者の意見交換会を始めていきたいと思います。

まず、出席している法律家の方から、簡単な御挨拶をさせていただくということで、裁判官の方からお願いします。

○裁判官(武林裁判官)

広島地裁刑事第1部裁判官の武林と申します。

本日は、皆さん、貴重なお時間を割いて来ていただいて、ありがとうございました。いろいろ勉強させていただきます。よろしくお願いいたします。

○裁判官(藤村裁判官)

広島地裁刑事第1部B合議体で左陪席をしております裁判官の藤村と申します。 よろしくお願いいたします。

本日は、本当にありがとうございます。いろいろと、最近、新聞報道でもマイナスな意見が出ていることもある裁判員裁判でありますが、これからより良いものにしていくために、いろいろ忌たんのない御意見を聞かせていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○司会者(丹羽裁判官)

では、続いて検察庁から出席していただいた検察官の御挨拶をお願いいたします。

○検察官(中山検察官)

検察庁の公判部長をしております検事の中山と申します。

本日は、皆様方からもいろいろ御意見をいただきまして、今後、また部下を指導するに当たりまして、参考にしてまいりたいと思います。本日はよろしくお願いいたします。

○司会者(丹羽裁判官)

では、続いて弁護士会を代表してお願いいたします。

○弁護士(森山弁護士)

広島弁護士会で刑事弁護センター委員会という委員会に所属しております弁護士の森山と申します。

私自身,裁判員裁判は現在3件終えて,1件は最中ということで,今後の自分の 活動や各弁護士たちの活動のために勉強させていただければと思います。よろしく お願いします。

○司会者(丹羽裁判官)

どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、主に自白事件における我々の活動ですか、当事者の主張立証活動、あるいは裁判官の説明といった点を中心に、経験者の皆様から御意見を伺いたいということで、自白事件に関わられた裁判員経験者の方にお声掛けをさせていただき、8 名の方にお集まりいただけたということになっております。

順に自己紹介がてら、質問事項の1、今回、経験をされて、どのような感想、意見を持たれたか、あるいは改めて意見交換会に参加する考えに至った理由、こういったものを交えながらお話をしていただいて、アイスブレイクに代えたいと思うんですけれども、私の方から、皆様がそれぞれ関わられた事件の概要について御説明した後、振りますので、1番さんから順にお願いしたいと思います。

1番さんが関わられた事件ですけれども、被告人が実子である被害者の頭部付近 を斧で切り付けるなどして殺害しようとしたが、被害者にけがを負わせるにとどま ったという殺人未遂で起訴された事件でございます。

4回の公判期日が行われて、結審をしました。評議を経て、被告人に執行猶予付

きの懲役刑が宣告されたと聞いております。

なお、判決では、犯罪事実は公訴事実、検察官が主張した事実と同じですけれど も、被告人が当時、心神耗弱の状態であったというふうに認定をされております。 間違いないでしょうかね。

では、1番さん、よろしくお願いいたします。

○裁判員経験者(1番)

まず、質問1のどんな感想かということなんですけど、本当に裁判官にお世話になりました。本当にいい経験をさせていただいたなと思います。私、今回は補充の方で入ったので、できれば次は本当に裁判員としてもう一回経験できたらなと思っています。

今回,ここに来たのは,前回終わって,すごくいい経験になったので,職場に帰って,余りそういう経験をした人が周りにいないものですから,みんなに広めようかなと,いろいろ資料を作ったりとか,言える範囲で作って,上司と相談して,そういう時間を持ってもいいかねと相談したんですけど,ちょっと最後の最後まで反対されたというか,できなくて,職場の中で展開というわけにはいかなかったんですけど,皆さんそういう経験をされてどうだったのかな,そういうところも含めて聞いてみたいなと。

本当、上司も、行くときは国民の義務だから、それは当たったのなら是非行きなさいと、すごい理解力あるなと思って行ったんですけど、ちょっとやっぱり仕事が立て込んできたりとか、建前と本音があるところがあるなというふうに思いました。今日、皆さんと一緒にいい意見が言えたらなと思いますので、よろしくお願いします。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございました。

では、続いて2番さんが担当された事件ですけれども、このメンバーの中では 唯一、被告人2名の事件を担当されております。

被告人は夫婦でございまして、被告人両名が、生後約8カ月の実子に十分な食事を与え、適切な医療措置を受けさせるなど、その子の生存に必要な保護を与えるべき責任があったのに、共謀の上、この責任を果たさず、実の子供を放置して死亡させたという保護責任者遺棄致死で起訴された事件、この事件に2番さんは関わられております。

公判期日は6回行われておりまして、結審後、評議を経て、公訴事実、検察官が 主張する事実と同じ犯罪事実が認定されております。被告人両名に対して、いずれ も懲役刑の実刑判決が言い渡されております。これで間違いないでしょうか。

では、よろしくお願いいたします。

○裁判員経験者(2番)

私は裁判員の方の経験をさせてもらったんですけど、何も経験がなく、人を裁 くということに正直不安がありまして、終わった後から、やっぱり被告人のことを 考える、思い出すことが何回かあります。今でも時々あります。

ただ、今回、ここに参加させてもらったのは、そういう判断をしたことというのは、個人的な心情というものがすごく出たかなとは思うんですね。やっぱり相手が小さいお子さんだったので、だからそういう判決を出した後のことというのはすごく気にはなったんですけど、でもそこまでに至るのに、裁判官の方とか、すごい話しやすい場を持っていただいて、最初はすごく意見も言えない感じだったんですけど、だんだんとその場の雰囲気をよくしていただいて意見も言えるようになったし、自分の思いというのも言えたというか、雰囲気で裁判員のやるべきことというのができたということで、それもちょっと言いたくて参加させていただきました。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございます。

では、続いて3番さんですけれども、実は1番さんと同じ殺人未遂の事件に関わられました。そういう意味で、事案の説明は省略させていただいて、早速ですけれども、お話をいただければと思います。よろしくお願いします。

○裁判員経験者(3番)

被告人が私と同じ年代だったということで、とても、どう言ったらいいんですかね、私もいつか反対側になり得るということを考えたら、何か初めからすごく真 剣に考えさせられるものがたくさんありました。

それで、一つ一つの細かいところまでを皆さんがああでもない、こうでもないということで刑が決まっていったことに対して、すごい無駄と言ったらいけないんですけど、そういうあれが一つもない、本人にとったら、もし自分がその立場だったらありがたいというんですか、すごくそういう意味で貴重な時間をいただいたことに感謝していますし、またこの場に来させていただいたのも、皆さん他の事件に関わって、どういう考えを持たれているのかなというのがすごく気になりましたので、参加させていただきました。ありがとうございました。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございました。

では、続いて4番さんですけれども、被告人が自宅で妻である被害者に殴る蹴るなどの暴行を加えてけがを負わせ、その結果、被害者を死亡させたという傷害致死で起訴された事件に関わられました。この事件では、被害者の姉が被害者参加をしているというふうに聞いております。

3回の公判期日が行われて結審、その後、評議を経て、これも公訴事実と同じ犯 罪事実が認定されております。被告人に対しては、懲役刑の実刑判決が言い渡され たということでございます。よろしいでしょうかね。 では、お願いいたします。

○裁判員経験者(4番)

私が最初の子供を出産したときに母に言われたんですけど、この小さな手は縁に触れたら人を殺す手になるかもしれないんだよと言われたんですね。それから、50代過ぎまして、子供が社会人になってから、世の中、ニュースの出来事を以前よりはより深くニュースに接するようになった頃に、諏訪病院の鎌田医師がラジオで話していたんですけど、人間は心の中に獣を住まわせている生き物だ、自分の中にも獣が住んでいて、私――鎌田医師ですね、養父を絞め殺そうとしたことがあったと話されたんですね。

そのとき、本当にずしんと私の心の中に鉄槌を食らわされたような感じがしたんですけど、私の中にも獣は住んでいるのだなと、やはり母が言ったように、縁に触れたら私だって私の中の獣が出てくるかもしれない、じゃ獣になるのか、人間として踏みとどまることができるのかというのは本当に紙一重だなと思いました。

獣にならないための抑止力を私の中に育てていくにはどうしたらいいんだろうか ということは常々思って生きているんですけど、裁判員裁判の制度ができましたと きに、やっぱり実際に裁判に関わってみて、抑止力をちょっとでも育てていきたい なと思っていたんですね。今回、補充裁判員として参加させていただいて、ありが たかったです。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございました。

では、続きまして、5番さん、6番さんが同じ事件に関わられておられますので、 共通ということで御案内いたします。

被告人が、帰宅途中の被害者に対し、カッターナイフを突き付けるなどして脅迫 し、更に暴行を加えて被害者を被害者方まで連れて行き、現金1万円を強取し、更 に強姦したなどという強盗強姦, 銃砲刀剣類所持等取締法違反で起訴された事件, これにお二人が関わられました。この事件も,被害者による被害者参加があったと いうふうに聞いております。

2回の公判期日で結審,評議を経て,公訴事実と同じ犯罪事実が認定された上で,被告人に懲役刑の実刑判決が言い渡されたということでございます。

では、5番さんから、よろしくお願いいたします。

○裁判員経験者(5番)

よろしくお願いします。

まず、感想、意見なんですけども、どうしても私は男性になるので、正直、参加したくないというのが一番最初にありました。ただ、面接で選ばれちゃったというのもありまして、率直な感想なんですけども、どうしても裁判中、最後に被害者の心情とかが読み上げられると思うんですけど、被害者の思いと判決というのは必ずしも一致はしないと思うんですよ。そこに、例えば自分の感情って絶対入っちゃうと思うんですよね。私は子供がいないんですけど、もしいた場合どうなのか、じゃその判決でいいのかと考えたときに、1年ぐらい経つんですけども、まだ悩むことというのは、それで本当によかったのか、当然これは答えってないと思うんですよね。

だから、非常に現在でもそれでよかったのかなと悩んでいることもあるんですけど、逆にこういうことに参加できてよかったなと、貴重な体験ができたと同時に、 国民の義務じゃないんですけど、やっぱり一人一人こういう犯罪について考えたら、 もっと世の中は良くなるんじゃないのかなというふうな率直な感想がありました。

今回、参加してもいいと思ったのが、問題点ってあったと思うんですけど、一番 大きな問題点というのは、私はたばこを吸うんですけども、裁判中にもう一人吸わ れる方がいらっしゃって、喫煙席でたばこを吸っていると、被告人の親族が入って きて、一緒に吸っちゃったと。裁判が終わって帰るときに、出口に被告人の親族が たむろしていたというのがあって、飛躍するかも分からないんですけど、北九州の 裁判でちょっとあったと思うんですけど、ああいうことがないとも限らないので、 その辺はある一定考慮していただけたらいいのかなというのもどこか伝えるすべが ないので、そういうのをもし伝えられたらいいなと思って、今回、参加させていた だきました。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございます。

では、続きまして6番さん、お願いします。

○裁判員経験者(6番)

5番さんと私は同じ事件でございました。あのようにうまい具合に私はよう話はまとめないんですけども、私は80に近い者でございまして、農業をやっております。ですから、こういう裁判等々は本当に皆目自分のことではなくて、人ごとやと思っておりましたが、くじ運がいいというのか何だか当たりまして、これも一つの経験やと思いまして、参加させていただきました。結果的には、それが一番、あとの残りの人生において、ああ、良かったな、参加させていただいてという思いでございます。

今,おっしゃったように、あの事件、振り返ってみても、今でも胸くそが悪いような事件でございました。おっしゃるように、私にはまだ孫が6人おります。私も、娘、あるいは孫がああいう目に遭ったら、おまえ、出てきたら、罪を償ったなんて思ったら承知せえへんぞと、今でもそういう気持ちです。

非常に情けないような事件でございましたけれども、私もこういう年になりましたが、この社会を構成している一人として、あと残りを何とか勉強していきたいと思うと同時に、こういう制度は8年ぐらいになるんですか、私はよく覚えておりませんが、8年ぐらいになると思うんですが、それとまた先日も刑法が改正になった

ようで、厳罰になりました。

だから、こういう弱い者に対しての加害者はさることながら、被害者の救済の方にもっと目を向けたいなと、そういうのが本日の今の私の率直な気持ちで、今日もこちらへ参加させていただいたのは、もっとこの社会を、私のような年寄りではなくて、30、40、50の若い人方が参加されて、新しい社会を築いていただければなという気持ちです。そして、この制度が30年、100年続いた後に、私のような年寄りが反省の意味も込めて参加させていただけるような形もいいんじゃなかろうかなと、変な考えを持っております。

今日は本当にありがとうございました。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございました。

次は、7番さんということになります。7番さんが関わられた事件は、次のようなものです。

被告人が、早朝、隣室の被害者方に侵入し、現金を盗んだところ、被害者に発見されたことから、逮捕を免れるため、被害者に対し文化包丁を示すなどして脅迫し、 更に暴行を加えてけがを負わせたという住居侵入、事後強盗致傷で起訴されたという事件になります。

この事件につきましては、選任手続が午前中に行われた後、午後から引き続き公判が始まりまして、その日を含めて計3回の公判期日が行われて結審をしました。 評議を経て、公訴事実と同じ犯罪事実が認定されて、被告人に懲役刑の実刑判決が 宣告されたというふうに聞いております。

では、7番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者(7番)

よろしくお願いします。

裁判所の方から通知が来たときに、ただびっくりで、私は何をしたんだろうと、何かあったんだろうというのがまず最初だったんですね。郵便屋さんに持ってきてもらうときも何か恥ずかしい気持ちがありまして、周りの身内の者に話をしたら、私は本当にこれに参加する気持ちもなかったんですが、娘たちに話をしますと、これは本当普通死ぬまで来ないだろうという思いがありまして、来たということは何か人生1歩、2歩、3歩、前進するんじゃないのかなという気持ちでいろいろ考えまして、参加の方を提出させていただいたんですね。

だけど、当日、一日一日来るたびに気が本当に重たくなって、どうしようと、一応参加したとき、1日目は何も分かりませんので、流れに沿っていくしかないなという形で、当日、裁判どうとかいう、本当に流れのまま4日間過ぎたような気がしまして、だから質問を受けてもまともな答えができなかった自分がいました。

また、交換会というのがありましたので、自分の中では4日間、本当に分からないままで無知だったなというので、また交換会に出席させていただいたということは、自分の人生の集大成だと思って参加させていただいたんです。

だから、まともな答えとかというのは自分ではできないなと思うんですけども、 ただ私が受けたこの事件の場合は、被害者と被告人、本当に素人の考えで、被害者 を見れば、こういうこともあり得るんだろうなとか、被告人を見ると、こういうこ とをやるんだろうなという自分の中の思いがありました。

弁護士さんの言い方がちょっと私も分からないことがたくさんありましたけども、 検察側の説明とこういう内情を見たときに、理解は一日一日したような気がしまし て、だけど被害者の気持ちと被告人の気持ち、でも被告人は前歴がありましたので、 気持ちがまた違うことと、3日目までは頭がぐじゃぐじゃでした、かえって。どう なんだろう、こうなんだろうと思って、最後4日目のときに判決を決めていかなき ゃいけない中で、自分なりにこうこうです、実刑なんていうものをさせていただい たんですけども、本当にこれは責任が深いことなんだなと思って、物すごく自分の 人生の中で本当に深く、六十何年生きてきましたけども、本当に一番自分の深みの ある日々だったなというのは感じています。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございます。

では、最後、8番さんですけれども、実は我々の合議体の事件でありまして、被告人が交遊関係にありました知人が住む共同住宅の一室に無断で侵入し、何らかの方法で火を放って、その一室を全焼させたという住居侵入、現住建造物等放火で起訴された事件に、8番さんは関わられております。何らかの方法でというのは、被告人が明確な記憶がないということで、こういう曖昧な事実になっております。

この事件は、4回の公判期日が行われまして結審、その後、評議を経て、やはり 公訴事実と同じ犯罪事実が認定され、被告人に懲役刑の実刑判決が言い渡されてお ります。

では、8番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者(8番)

失礼いたします。すいません、ちょっと2週間前から風邪を引いて声が出なくなってやっと今ここまで回復した状態で、お聞き苦しいんですけど、申し訳ありません。

その節はいろいろお世話になりまして,武林裁判官,藤村裁判官,ありがとうございました。

経験して、感想、意見等なんですけど、私はもともと裁判員制度というのができたときから非常に興味、関心は持っていたんです。だから、自分にもし当たったら、是非参加したいなという思いは最初からありました。だけど、よくこれ1万人に1人とかという確率という話も聞いていたので、まず当たることはないだろうなと思っていたところへ、一昨年のまず秋に最高裁の方から封書が来て、名簿に載りましたよと、でも名簿に載ったからって当たることもないだろうと。そうすると、5月、

たまたまちょっと二,三日留守をしていて,帰ったところへ特別送達がどんと置いてあって,これは来たと思った,それが正直なところなので,私は,先ほども言いましたように,もともと興味,関心があったので,もし当たれば,是非参加したいなというふうに思っておりました。

私は、実際、補充裁判員という形で、こちらの方に関わらさせていただいたんですけど、事件そのものは他の事件と比べて、例えばけが人が出たとか、ましてや殺人、亡くなったとか、そういう残虐性とか残忍性の全くない事件でしたので、そういう意味では精神的なストレスというんですか、そういうものは負わずに、いろいろ意見をお聞きしたりとか、話をしたりとかできた裁判でした。

この事件に関してだけになるかとは思うんですけど、私の率直な感想というのは、まず第一に、経験させてもらって、非常にいい経験ができたということと、物事を、この事件に関わらず、事象というものはいろんな側面から見ていかないといけないという、その重要さというのを非常に実感した経験でした。ですから、こういうものは実生活、自分の仕事とか、そういう面においても非常に役に立つ。

私の感想としては、他の裁判員の方を含めて、割と常識のレベルと言うと表現が 余りよくないかも分からないんですけど、感覚的なものが割と似ている方が多かっ たので、割と話もまとまりやすかったという面もあるんですよね。でも、まとまり やすいというのは、ある意味、危ないわけじゃないですか。もしかしたら、それが 間違っていた判断かも分からないのに、まとまりやすいからそれですっといってし まうという、でもその辺は丹羽裁判長が非常に私はお上手だなと思われて、適度に こういうことがあって、だから本当に物事を多面的に見るということの重要性を非 常に感じました。

実際、判決に関しては実刑判決であって、ある意味、単なる感情的な面からいくと、ちょっとかわいそうかなと思う部分もあったんですけど、いろんなものを総合的に判断すると、それはやむを得ない結果であったかなというふうに思っております。

この被告人の場合は、精神障害という部分があって、これが私も精神障害というのを精神科医の先生のお話もお聞きしましたけど、いまだに自分の中でもよく消化できていない、単なる性格的な部分のものなのか、病的なものなのか、非常に曖昧なものなのかなという部分もあって、本当は私はこの被告人の両親、兄弟からの話も聞きたかったです。それを聞けば、もしかしたらもっと違う側面が見れたのかなという部分は、私としては感想としてはあるんですけど。

そういうので、本当、100パーセント完璧なものはどうなのかなというのは思いますけど、自分自身の個人の感想としては非常にいい経験をさせていただいたというふうに思っております。

意見交換会に関しましては、他のいろんな裁判を経験された方はどういうふうに 思われたのかなという、どちらかというと、意見交換会に参加してもいいと言われ る方は恐らく前向きな方が多いだろうなとは思ってはいるんですけど、でもそうは いってもいろいろな個人的な観点に違いの部分はあるかなと思いますので、またそ ういうお話を聞けたらいいかなと思いまして、参加させていただきました。ありが とうございました。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございました。

前向きな方ばかりなものですから、当初20分ぐらいで導入を済まそうかと思っていたら、あっという間に35分ぐらいたちまして、時間が押していると、最初から、そんな状態でございますが、メーンは審理のとき、あるいは評議のときの当事者、あるいは裁判官の言っていることが分かりやすかったかということを聞いていきたいと思いますので、まだしゃべり足りない方はこの後どんどんしゃべっていただくということにして、質問事項の2、それから3の方に移っていきたいと思います。よろしいでしょうか。

裁判官から説明が事件のときにあったと思いますけども、主張と証拠、これを区

別してくださいと。皆さんに見ていただくのは証拠の中身であって、それは法廷で 出てくる証拠の書類ですとか、あるいは証人尋問、被告人質問、こういったところ になりますと、冒頭陳述や論告弁論、ましてや起訴状に書いてある公訴事実、これ は全て当事者の主張であると、こういう説明があったかと思います。

一応、今日のこの場でも主張の話と証拠の話を区別していただいて、まず主張の レベルで、検察官、あるいは弁護人の言っていることは分かりやすかったでしょう か、これがそれぞれの(1)のところの質問になります。

それぞれが出してきた証拠書類の内容,これが分かりやすかったですかというのが(2),特に検察官については,事件によっては供述者の話を捜査官が書き取って,それで書類にしている供述調書というものを読み上げられている事件があったかと思うんですけれども,その内容を聞いていて分かったでしょうかというのをあえて入れている。これは,実は分かりにくかったというような声もちょっと聞いているところで,そういった問いを入れていると。

あとは、法廷で行われた尋問、あるいは被告人質問の内容が、その場で聞いていて分かったでしょうかと、これが(3)の問いになっています。

時間の関係もありますので、まずは検察官の方のかたまり、(1)、(2)、(3) のところで、特に順番等も決めずに、思いをそれぞれ述べていただければと思います。ここからは自由発言になりますので、質問事項の2、(1) から(3) のところで、どこからでも結構です、何か御発言いただける方いらっしゃいましたら、どうぞ挙手をお願いいたします。ありがとうございます。では、1番さん、お願いします。

○裁判員経験者(1番)

時間がなくなったらしゃべれないので、先にさせていただきます。

まず、検察官側の方なんですけど、ものすごく慣れているなという、会社の中で プレゼンとかよく機会もあって見るんですけど、主張がすごくぱっと出された紙を 見ても、何が言いたいんだな、そのためにこの証拠を持ってきて、こう言っている というのが見た目で分かって、しゃべられている内容も非常に分かりやすかった。 それに対して、検察側だけ言った方がいいですか。

○司会者(丹羽裁判官)

まとめてになるかと思いますので、弁護人の方でも結構です。

○裁判員経験者(1番)

対照的なんですけど、弁護人さんを悪く言うんじゃないんですけど、すごくだらだらっと、ずっと何か状況を並べていって、繰り返されているだけのような感じで、論点が何かすごく主張したいところがどこなのかなというのが分からなかったというのが、多分同じ意見だと思います。

証拠の方ですけど、検察側の方にですけど、斧で殴ったということなんですけど、殴ったにしては傷が浅いなと。検察官が言っている殴ったんだよというのに対して、出てきた対象というか、余りにもちょっと離れていて、あの大きな斧で本当にいけば、もっといくんじゃないかな、ちょっと素朴な疑問が最後までとれなかった。本当に現場で検証したときに、そこまで踏み込みが足りなかったんじゃないかなというのが正直な感想です。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございます。結局, 証拠の内容から抱く疑問について, それを答えてくれるような証拠が出てこなかったと, 最後の御発言はそういう御趣旨でしょうかね。

○裁判員経験者(1番)

検察官がうまかったのは、自分が言いたいところはぴしゃっと並べて主張を言

っていて、それ以外のところはすっと逃げるみたいな感じで、僕もよくプレゼンで 使うんですけど、言いたいところだけきっちり言って、あとは。でも、聞く方はす ごく分かりやすかったです。

○司会者(丹羽裁判官)

同じ事件を担当された3番さんも、同じような御感想でしょうか。

○裁判員経験者(3番)

同じところが多いです。というのが、検察官の説明は結構はっきりとポイントをつかんでいるというんですか、そういうので示してくれましたし、凶器なんかも 実際に斧を見せてもらったり、家の中の様子も写真で、細部にわたるところまで写真で示していただいたので、状況というのはすごく分かりやすかったんですね。

というのが、ちょっと私は今思ったのが、凶器の斧は傷んでいたというのか、大 分古くなっていたので、ためらいであのぐらいの傷だったんじゃないのかなと、そ の辺が今1番さんの意見とちょっとまた違ってくるんですけども、ほかは同じです。

○司会者(丹羽裁判官)

弁護人はやっぱりだらっとして、分かりにくかったですか。

○裁判員経験者(3番)

結構細かく言ってくださったんですけども、ちょっと長かったので、どの部分とどの部分がというのが頭の中に入れているうちに入り込み過ぎた部分があったので、検察官の方の説明よりもちょっと分かりにくかったなというのは正直な気持ちです。

○司会者(丹羽裁判官)

4番さんがうなずいておられたので、何か御意見を伺ってもよろしいでしょうか。

○裁判員経験者(4番)

私も、お二方と同じように感じました。検察官の主張される方は、私のファイルの資料にもありますように、すごくうまく1枚の紙の中に伝わりやすいようにまとめているなと、これはカラーじゃないんですけど、実際は色分けもされていましたし、それから被害者に暴力を振るっている場面の写真も、亡くなられていますので、代役を務められて、実際にこういうふうに暴力を振るっていましたというのを示していただきまして、本当にダイレクトに伝わってきました。文章だと、やっぱり読んで自分なりにかみ砕いて、私の中に取り入れるけど、写真は直接入ってきますので、写真を使ったというのはとても分かりやすかったです。

それから、検察官と違って、弁護人の方のものは、同じ文章に表現しているにしても、通常、だらだらっと入力した感じで、なかなか論点とかを読み取るのはすぐには難しかったです。もう少し分かりやすく短い文章でまとめてほしかったなと感じました。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。5番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者(5番)

まず、検察官の主張、公訴事実、冒頭陳述、論告というのは、非常に分かりやすくて、時系列にまとめられていて、言いたいこと、論点というのがはっきりされていたと思うんですけど、ただ、どうしても私たちというのは量刑を決めるときって素人なので分からないわけじゃないですか。そこでいきなり求刑と言われて、何

でこの求刑を出されたのかなというのが一番にあって、それが本当に妥当なのか、 先ほども申したとおり、これって算数じゃないので、回答ってないと思うんですよ。 ただ、それを出された根拠というのがもっと明確にあれば、もっと刑を決めると きってスムーズに入りやすかったのかな。どうしても、そうなってくると、過去の 判例とか、そういうのを紹介されて、あった事件と結果しか出ていないわけなので、 その過程が全く抜けている中で量刑を決めていくわけじゃないですか。そうなって くると、何か客観性というか、それが欠落して、過去こうだったからこうなんじゃ ないのという結果ありきの裁判になっちゃっているのかなというのは正直感じたと ころです。

あと、弁護人なんですけども、主張がぐるぐる回って、言いたいことが分からない、論点があちこち行っちゃっているので、結構時間の無駄というのがあったので、 どこかでずばっと切るべきだったのかなとは感じました。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。2番さん、お願いします。

○裁判員経験者(2番)

私の担当した事件は、(1)の検察官の主張なんですけども、これは一番最初は本当初めてのことで、すごく時間が長く感じて、最初は内容というのが理解するのに困ったんですけど、回数を重ねて、いろんな証拠書類とか、あと被告人の話とかを聞いていくうちに、検察官の言われていることが理解できて、上手だなとは思ったんですね。

弁護人の方は言ってもいいんですか。それに対しての弁護人の方なんですけど、 これも初めて聞く言葉とかいろんなのがあったんですけど、ただ話がやっぱり理解 できなかったんですね、弁護人の方の。被告人と何か質問とかされているときに、 話し方、私が担当していたときに何かすごくため口というか、ああいう言葉遣いを していいのかなとちょっと疑問に思ったところがあったんですけど、そういう話し 方で、反対に弁護人の考えを被告人に押し付けているようなところが見られたとい うか、そういうふうに受けたんですね。

ですから、それは話し方の問題なのかなとは思うんですけども、でも最初よりは 回数を重ねていくのに、事件の内容とか、そういうものが少しずつ分かってくると、 自分の考えもそのときにいろいろと言えるようになってきましたので、これは検察 側の話し方、弁護人の話し方で結構左右するなと思いました。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございます。

2番さんの事件は、結構、事件までの経過がそれなりにあって、時系列をつかむ のが大変なんじゃないかなと思うんですけども、その辺りはいかがでしたか。

○裁判員経験者(2番)

結構大変でしたね。ただ、余りにも写真1枚のあれも多かったんですね、証拠写真として。ここまで証拠として撮らなきゃいけないものなんだなと思ったんですけど、それを見たからこそ、こういうふうにして子供を育てていたのかなとか、そういうところで親としての育児の仕方というのが、幾ら若いからといってもちょっと考えられないというか、何かその辺は考えさせられました。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございます。

今のお話だと、事件の本筋といいますか、主張内容自体の分かりやすさとか、証拠の分かりやすさではないところで、つまり話し方が気になるとかということで、少し集中力が欠けてしまうような、そんなお話かと思うんですけども、他にそういった御経験されている方はいらっしゃいますか。どうも弁護人や、あるいは検察官

のこういうところがちょっと気になってしまったとか,話し方とか,そういった御 経験がある方はいらっしゃいますか。その点は大丈夫でしょうかね。

では、6番さん、7番さん、8番さん辺りで、何か主張、あるいは証拠について、 検察官、弁護人の訴訟活動がどうだったか、御意見いただける方はいらっしゃいま すか。8番さん、お願いします。

○裁判員経験者(8番)

事件そのものがそんなに複雑な事件でなかったので、整理するのは割と比較的 簡単でした。検察官も弁護人側もたくさんいろいろ資料とかもあって、本当小さな ことをいろいろたくさん書いてあったんですけど、そういう小さなことでも一つず つ積み重ねていかないと、やはり正しい判断はできないという意味では、これは必 要なことだろうと思いましたし、説明とかに関してはそこまで難しいとは感じたこ とはないんですけど、ただ検察官、弁護士さんも両方ともそうなんですけど、具体 的にはよく覚えていないんですけど、質問がありますよね、被告人とかに。時々、 何が聞きたいんだろうと思うこともありましたね。この質問って、一体何のために とか、これを聞いて何を聞きたいのと思うようなことは双方にありました。具体的 な内容までは覚えていないんですけど。

○司会者(丹羽裁判官)

そういう質問が出ちゃったときというのは、どうなりますかね。その質問が気になって、でも法廷ではその先にどんどん質問が続いていったり、答えが返ってきたりするんですけど、それを追っかけていくことができるのか、あるいは今の質問何だというところで自分の思考が止まってしまって、その先のやり取りが少し頭に残らなくなるとか、この辺りって皆さん率直にどんな感じでしょうかね。率直に皆さんに聞いているということは、そういうことが他の事件でもあるのではないかと勝手に推測した上でお尋ねしているんですけれども、いかがでしょうか。7番さん。

○裁判員経験者(7番)

私,7番の事件だったんですけども,これは本当にこの場で答えが違うかなと思うんですけど,検察官と裁判員,私は検察官になりたいと思ったんですね。というのは,弁護士というのは,たまたま私が関わった分は若い方だったのか,しどろもどろで,はっきり要点がつかめない。ただ,罪を軽くしようというばかりで,彼はこういうところがあります,こういうところがありますと出されるんですね。でも,そんなのは違うんじゃないかなとか思ったりとかいうのが度々ありました。

やはり弁護人というのは、弱き人の助けになるじゃないですか。だけど、本当に 罪を犯した方に対して、罪を軽くしていくための弁護人というのは物すごく大変だ なということと、ちょっと弁護士さんは嫌だなと自分で感じるところがあります。 だから、もう少し弁護人の方が的確に、もう少してきぱきと進めていただいたら、 すごく良かったなというのを私は感じました。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。いいですか、先に5番さん。

○裁判員経験者(5番)

先ほどの7番の方と同じになるんですけど、弁護人の主張というのが分からないというのか、ぐるぐる回っちゃっているというのがあって、被告人の言いたいことと若干ずれはあるんだろうなというのは感じていました。被告人に質問というのを実際に私はしたんですけども、実際、弁護人に一つ二つ何か聞けたらなというのが、もっと分かりやすくなっていたんじゃないのかな。確かに、立ち止まって、うん、何でこんなことを言うんだろうなと立ち止まっちゃうと、どんどん先に進んでいくので、追っかけるのがやっぱりその部分が飛んじゃうことというのもあると思

うので、と同時にまた終わって討議する場に戻って復習じゃないですけど、見直し というのもあったんですけど、そこでももうちょっと時間をとっていただけたら、 かなり駆け足だったので、抜けているところがあったなとは感じています。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございます。では、4番さん。

○裁判員経験者(4番)

私は、検察官、それから弁護人、裁判官、このお三方はどなたも滑舌がとてもはっきりしていて、聞き取りやすかったです。それと、関心は裁判に対してあったんですけど、語彙とか、それから言い回しとか、独特の業界用語みたいなのがあるんじゃないかという私の中にイメージがありまして、果たして意味が理解できるのかなと心配だったんですけど、実際に臨みまして、そういう心配は要らなかったです。普通に私たちが話しているのと同じような、分かりやすい言葉で言い回しで、間も上手にとれていて、とても理解しやすかったです。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございます。質問のやり取りで、何か今は何を聞いているのかなとか、これはどういうことを引き出したいのかが分からないなとか、そういった質問に直面したことはなかったですか。4番さん。

○裁判員経験者(4番)

ありませんでした。よく伝わって、入ってきました。本当に、すごいさすがプロと感心いたしました。私は補充裁判員として臨んだんですけど、私の座っている位置、被告人の方と息子さんの意見を述べるときに、状況的にはきはきと答えられる状況じゃないのはよく理解できるんですけど、声がとても小さくて、私の座って

いるところに十分聞き取りにくかったんですね。一生懸命, 顔の表情と口の動きを見て, おっしゃりたいことを一生懸命理解したように思いました。建物の構造上の問題なのか, マイクがうまく入っていないのか, ちょっとそれは分かりませんけど, もっとしっかりと聞こえたら良かったなと思いました。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございます。他の方,何かございますでしょうか。6番さん,お願いします。

○裁判員経験者(6番)

やっぱり残りましたが、何か言わんにやいけんだろうと思って、単純な思いなんですが、ただ、裁判官の私どもの扱いました、非常にリードがよろしかったのかな、だから専門用語といいますか、それが裁判官さんにしましても検事さんにしましても、最後の弁護士さん、非常にああいう専門用語が私どもは日ごろテレビでしか見ておりませんので、そういう雰囲気と違って非常に和やかなと言ったら変なんですが、あんなもんじゃないだろうとは思うんですけれども、非常に助かりました。だから、私でも話を聞いていて、困ったのが早口で言われる場合が、これが非常についていくのが大変というようなもので、あとは言葉とか、そういう内容とかいうものについては理解できました。だから、これがもっと若い人であれば、もっとついていけるんじゃなかろうかなと、率直な気持ちがそのようなことでございます。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございます。

いい時間になりましたので、検察官、弁護人の立場から、何か裁判員経験者の 方々にお尋ねしたいことがあればと思いますが、どちらからいきましょうか。まず は、辛い立場じゃない方がいいですか。じゃ、中山公判部長、お願いいたします。

○検察官(中山検察官)

2番の方だったか、多分、専門家の証人の方が出てこられて、小さいお子さんが亡くなった事件なので、御飯を食べないと、小さいお子さんがどんなふうになっていくかとか、おなかがどうなるかとか、あるいはどんなふうにして体重が減っていくかとか、専門家の証人の方が出てこられたと思うんです。ひょっとしたら、1番と3番の方も、精神の状態について、どんなふうな影響が事件にあったのかということで、専門家の方が御証言になったと思うんです。

専門家の方の御証言内容がちょっと分かりにくかったとか、そんなようなことは ございませんでしたか。例えば、言葉が難しいとかいうような意味で、それがお尋 ねしたいところです。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございます。私が把握しているところだと、1番さん、3番さんの事件、あと8番さんの事件が精神科の先生が証人として来られていて、2番さんの事件はいろいろな証人の方が来られていて、専門家も含まれていると、こんな形になっておりますので、今の4名の方から何か御意見をいただければと思いますが、どうでしょうか。じゃ、8番さん、お願いします。

○裁判員経験者(8番)

精神科の先生のお話があったんですけど、非常に分かりやすくて、事件を外れて、ある意味、いいお話を聞かせていただいたなと、ちょっとこういう裁判の場でいいお話という表現は良くはないんですけど、とても分かりやすくて、いいお話でした。

○司会者(丹羽裁判官)

じゃ、どうしましょうか、1番さん、いきましょうか。

○裁判員経験者(1番)

私も8番さんと一緒で、かなり分かりやすい説明だったと思います。それで、 全部病気が分かったかというと、そうじゃないんですけど、少なくとも今回の裁判 に上がった人の状況というのはこうだったんだろうというのは非常に納得できた内 容だったと思います。

○司会者(丹羽裁判官)

先に、3番さんはどうですか、同じような御感想でしょうかね。

○裁判員経験者(3番)

私も分かりやすかったです。結構ゆっくりとはっきりと、被告人の方の弁護ではないんですけども、病気そのものの説明としてはすごく分かりやすく伝わりましたので、それも基準になったと思います。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございます。

多分,自白事件の類型の中でもやや複雑なのが,2番さんが関わられた事件ですけれども、専門家証人という類型,お医者さんのお話が法廷で分かったかという、その点についてどんな御意見かお聞かせいただけますでしょうか。

○裁判員経験者(2番)

多分,解剖された先生だと思うんですけど,専門用語というか,実際の先生の書かれた資料というのがやはり専門的な資料に思えて,結構,ミルクを何日与えなかったらどのぐらいになるとか,いろんな数値のものとか,結構細かく書かれてい

て、これは何なんだろうかと、すぐは理解はできなかったですね。でも、裁判官の 方とかの話をそのときに聞いたりとかしていくうちに、これはこういうことなのか なというふうに少しずつ理解はしましたけど、あのときはとにかく資料が多過ぎて、 理解はすぐはできにくかったですね。ただ、数字的なもので理解していくというし かなかったです。

○司会者(丹羽裁判官)

よろしいですか、まだ何かありますか。いいですか。 中山部長、他には何かございますか。よろしいですか。 では、弁護人を代表して、どうぞ。

○弁護士(森山弁護士)

従前アンケートとかでも、検察官が分かりやすい、弁護士は分かりにくいというのは従前いろいろ聞いてはいたんですけど、ちょっと生でお聞きする機会が初めてで、大分ぐさぐさと傷ついているところなのですけれども、弁護人が被告人質問をする、自白事件においてということで、質問の意図が分かりにくいところがあったというところもいろいろあるとは思うんですけども、逆に弁護人が被告人質問によって、被告人のこれまでの裁判で分からなかったこういう部分が明らかになって良かったというような、プラスのところが1個もしあればお聞きしたいなと、抽象化していただいても構わないですけど、こういうところは弁護人の質問で良かったなというところがあったら教えてください。

○司会者(丹羽裁判官)

物事を良い面から捉えたらどうかと、こういう御質問でして、被告人質問の結果、あるいは証人尋問でもいいですけれども、弁護人の質問なり尋問によって、今までの自分が思っていた疑問が解消されたりとか、そういうプラスの効果があった、

そういう御経験がないでしょうかということでいかがでしょうか。ここでないときついですけれども、絞り出していただいて。もう少しこういうふうにすれば、もっと分かりやすかったのにという、何かアドバイス的なところはないですか。1番さん。

○裁判員経験者(1番)

アドバイスって、そんなものじゃないんですけど、弁護人もメーンの弁護をされる弁護士の方と、何かアシストというか、二人おられたと思うんですよ。御存じないですけど、私も忘れたんですけど、メーンの方がどうも大体ダッとしゃべられたような感じで、サブの方の方が何か僕は分かりやすかったなと思う。

メーンとサブの方の事前にここで勝負しようとか、当然話をされるんだと思うんですけど、いまいちコミュニケーションが不足しておったんじゃないか。あれをもうちょっとやって、論点を検察側が言っているここじゃなくて、こっちを攻めようとか、もうちょっとフォーカスしていけば、より分かりやすかったかなと思います。最初から最後まで全部言っちゃうので、じゃなくて、検察側も同じことを基本的には言っているので、検察側はこう言っているんだけど、ここまではいいんだけど、ここがどうしても違うんですと、弁護側としてはここを弁護したいんですという、そこを何かはっきり言ってもらうと、それを二人でうまくやってもらえれば良かったんじゃないかなと思います。

○司会者(丹羽裁判官)

他の方でどなたか、分かりやすくなるためにはこういう工夫ができるのではないでしょうかと、こういう御提案をいただける方はいらっしゃいますか。1番さん。

○裁判員経験者(1番)

だめ押しのように言うんですけど、本当に順番的にいって、検察側が絶対先に

言うじゃないですか。だから、大体分かっているんですね。検察側と同じところはさっと流して、絶対検察側とここだけは違うと、ここで量刑がかなり違うとかいうところにフォーカスして証拠とか主張をしてもらうと、多分、検察側のを聞いた後で、みんな分かりやすくて分かったと言っているんです。それの対比で、非常に弁護側の言い分もここを言っているんだな、ここを勝負しようとしているんだなというのが、聞き手としては非常に分かりやすいんです。検察側と同じことを言われると、そこでちょっと後なので不利ですよね、どっちにしてもね。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございます。以上でよろしいですか。

○弁護士(森山弁護士)

結構です。ありがとうございます。

○司会者(丹羽裁判官)

では、先に進めさせていただいて、前半戦の最後のテーマになるんですけども、 検察官の主張はおおむね分かりやすいもので、証拠の内容も理解はできた。弁護人 の主張はやや分かりにくい部分はあるんだけれども、何とかついていけていたとい うことなんだけれども、やっぱり分からない部分が、検察官の方の証拠でも弁護人 の方の証拠でも、あるいは主張でも残るという場合に、皆さんが分からない部分を どうやって解消していったかというところで、先ほどから少しお話があったとおり、 評議室に戻って裁判官からみたいなことがちょこちょこ出ているんですけれども、 裁判官からする説明ですとか、この辺りって皆さんどう受けとめられましたか。

難しい話も結構手続なので出てくると思いますし、証拠の捉え方も、自分が法廷 で聞いたものと、もしかしたら違うような捉え方をされている場合もなきにしもあ らずかと思うんです。評議室などに戻って、あるいは休憩時間中にされる裁判官の 説明,話し方,こういった辺りで皆さんどんな感想を持たれたかということを,この質問事項で言うと4番になるんですけれども,前半戦の最後にお尋ねして,休憩に入りたいと思います。ここも特に順序を決めておりませんので,どなたか御発言いただける方からお願いいたします。4番さん,お願いします。

○裁判員経験者(4番)

評議室とか、それから法廷の出たところのお部屋とかで、裁判官がつぶやきを ぽろっと漏らされるんですね。それがとても参考になりました。上手につぶやかれ ていたと思いました。

○司会者(丹羽裁判官)

評議の秘密に関わるとまずいんだけれど、どんなつぶやきをされていたのかってしゃべれますか。ちょっとしゃべれないなら、どんなつぶやきかなと思いながら、他の方に意見を聞きたいと思います。後で休憩時間に聞きます。他の方はいかがでしょうか。8番さん、お願いします。

○裁判員経験者(8番)

せっかくですので、丹羽裁判長のことで、とても分かりやすかったです。どうしても難しい専門用語とか、あと量刑のこととか、多分私たちではちょっとどうかなという部分になると、必ず立ちどまってくださるんです。そこで、それについての説明をまずしていただいて、それから評議じゃないですけど、めいめいの意見を言ったりとか、そういう場をポイント、ポイントで必ず設けてくださっていましたし、最初に言いましたように、余りにも意見がスムーズに一つにまとまってしまう、そういう場面が何度かあったと思うんですけど、それが正しい、間違っているとかというんじゃなしに、いやいや、そうじゃなしに、ちょっとまたこういう見方を変えたらこういう考え方ができませんかとか、それでもう一回みんなでそれについて

話し合うという場をポイント、ポイントで設けてくださっていましたので、私たちとしては内容も非常に分かりやすかったですし、そういう意見とか、それぞれの考えを何度も再確認をするということができて、非常によかったというふうに思っております。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。1番さん、お願いします。

○裁判員経験者(1番)

裁判官さんが目の前におる中で言うのもあれなんですが、大変お世話になりました。本当に進行もスムーズで、3人おられますよね。冗談で言っているんですが、冗談半分で、3人、仲が悪いのかなと思ったんです、最初。司会、議事進行、メーン、正論を言う人と、そうじゃないじゃろうとか、何か3人がうまい組み合わせで、ちょっとけんかしよるじゃない、何か大丈夫かなと思うぐらい、それぞれの立場をうまく守られてというか、そういう感じで、それを聞きながらみんな意見を出し合って、いろいろな意見が出て、最終的にはリードしていただくという形で、進め方としてはすごくそういう役割を振ってやっているんだなというのが後から考えたらよく分かりました。本当によかったです。

○司会者(丹羽裁判官)

他の方はいかがですか。2番さん。

○裁判員経験者(2番)

私のところも、専門用語みたいなものが出ても、意外と分かりやすく説明していただきましたし、裁判官の方3人とも話しやすい人でしたので、疑問に思ったこともちょっと出してもすぐ答えてくださるし、評議に当たってのことも事前に説明

をして進んでいったので、日にちがちょっと長いなと思ったんですけど、でもそれはそれなりに無事に済ませたのは裁判官の方のおかげかなと思っています。

○司会者(丹羽裁判官)

2番さんの事件だと、先ほどの解剖医の先生の話などがなかなか資料も多くて、 数字も難しくてという話がありましたけども、そういったところについてはやはり 評議室で裁判官から解説があると、こんなイメージなんでしょうか。

○裁判員経験者(2番)

それはありました。疑問に思ったこととか言ったときに、これはこうじゃなかったのかなとかいう感じで話していただいたし、とにかく解剖されていると、資料というのが確かに頭に入れるのは大変でした。だから、どこまで入っているかなといったら、本当に体重が減っていくときの数字とか、実際の写真はないんですけど、絵でこういう状態になったという乳児の絵があったんですけども、ああいう過程というんですか、ああいうものを数字で表すというのが、やっぱりこれが専門的なものなんだなと思いました。

○司会者(丹羽裁判官)

法廷で見た資料だとか、聞いた話をそしゃくする、自分の中に落とし込むのに 少し時間がかかって、それは評議室に戻って、裁判官や他の裁判員の方たちとディ スカッションする中で、だんだん理解ができていったと、こんなイメージなんでし ょうかね。

○裁判員経験者(2番)

そうですね。あの表をぱっと目で見ただけでは、理解がちょっとできなかったですね。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございます。2番さんの事件が一番自白事件の中でも難しいという のはさっき申し上げたとおりなので、大変だったかなと思います。

他の方はいかがでしょうか。3番さん、お願いします。

○裁判員経験者(3番)

すいません、私はすごく感謝したことがありましたので、ちょっと難聴で、初日の傍聴席が多いときに結構マイクがみんな大きくて、結構聞こえていたんですね。 お昼から、これなら大丈夫だと思って、お昼から出席したときにも、傍聴席の方がほとんどいなくなったときに、マイクの音が低くなったような感じがあって、被告人の声がすごく聞き取りにくかったんです。

それで、評議室に戻ったときに、裁判官の方にお借りできる補聴器ないですかねと、あったらでいいんですけどという感じで言ってみたら、すぐに裁判長以下3人様が別室に呼んでくださって、三つの補聴器、どれか使えるのがあったら使ってくださいということで、一応お借りして、ちょっとそれは古くて聞きにくかったんですけども、忙しい中に私の聞きにくかったということに対して裁判長以下がこれどうですかという感じで、すごく親身になって対応してくださったことにすごく感激しまして、初日から終わりまで、そういう優しさとか、いろんな小さいことでもすぐ答えてくれる態度には全然変わらなかったので、それが私はすごく感謝だったので、この場をお借りして感謝いたします。ありがとうございました。

○司会者(丹羽裁判官)

我々も見習いたいと思います。他にいかがでしょうか。5番さん。

○裁判員経験者(5番)

率直な意見なんですけど、裁判官の方々と、正直接点って普通ないんです、 我々は。そこで、小難しいと言ったら変ですけど、難しい評議をして、ううんとなって、聞いて教えてもらってと繰り返して、ただお昼を一緒にともにして、同じ人間なんだという、親しみやすいという、そういうコミュニケーションって絶対大切だと思いますし、そういった中で、分からない用語とか、これはどういう意味なんですかと、ざっくばらんに聞ける雰囲気というのを作っていただいたので、非常に進めやすかったのと、あと事件で弁論で再犯はないと言い切られて、そうなってくると、再犯率って実際どうなんだろうと私個人疑問に思って、裁判長だったんですけど、再犯率ってどれぐらいなんですか、刑務所内で更生プログラムを受けた場合の再犯率はどれぐらいですかと言ったら、すぐデータの方を調べていただいて提示していただいたので、非常に疑問を残さずに前に進めたんじゃないのかなとは思っています。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございます。 7番さんの事件は、選ばれてすぐ公判が始まって、しかも期間も短いということで、中身が凝縮されていた事件かと思うんですけども、 7番さんの関わられた事件での裁判官の説明ですとか、接し方はいかがでしたか。

○裁判員経験者(7番)

今まで皆様が言われたとおりなんですが、すごく気配りをしてくださいました。 先ほども、お昼でも一緒に食べられるんだと、同じ弁当で、すごいなという気持ち もありまして、進行というのが上手に本当にしてくださったんですね。だから、自 然と、4日間でしたけど、溶け込んでいって、4日の最後のときに判決が出た後の 皆さんが昔から知っていたような感じの気持ちで、「じゃ、また。」という形で皆様、 下の1階まで降りられて挨拶してくださったんです、3人の方が。

だから、私、裁判員というのは最初本当にどうしようという気持ちと、もしもこ

れから、私の周りも誰もいらっしゃらないんですけど、もしもそういうときには本 当にしてみなさい、経験してみなさい、すごく自分自身も勉強になりますよという、 是非皆様に分かってもらって、参加してもらいたいなというのがありますので、そ れはやっぱり中にいらっしゃったスタッフ、いろんな方の力もあったんだろうし、 本当に気配りは最高だったと思います。ありがとうございます。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございました。また、6番さんが残ってしまったようなので、6番さんに裁判官の説明ぶりについて一言いただけますか。

○裁判員経験者(6番)

先ほども言いましたように、私は非常に裁判官さんのリード、これが非常にさすがやなと思って感心しておりました。もちろん、時折、専門用語もお使いになって、分かりにくいところもあるんですけれども、それなりに理解して、何とかついていったつもりなんですけれども、だから先ほどもおっしゃるように、こういう裁判員制度というんですか、これはこれからも定着して続けてほしいです。

ただ、今日の意見交換会というのが、まだこれ何回目か私は知りませんけれども、もう少し時間を置いてされたらどうかな、ちょっと私には早いように思います。というのは、去年のちょうど今ごろでございました。私がこちらの方でいろいろ指導していただいたり、また経験をさせていただいたのは。それで、たった1年前のことが、これをずっと質問のあれを読み返して、どうだったかなというような、非常に頭が悪いものですから、思い出すのに苦労しているわけなんですけども、意見交換会はもう少したってから主催されれば、また違った意見が出るんじゃなかろうかなと思う。

といいますのが、今の現代社会を構成している30、40、50、この世代があ ともう10年もすれば、皆それなりのいい範囲になりますので、だからちょっと早 いんじゃないかなと。だから、裁判員自身も年寄りとか若い人というのはどうかな と思ってみたり、だけどもこの制度は定着といいますか、非常にいい画期的なもの やなと感心しております。本当にありがとうございます。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございます。

説明する側の裁判官から何か,この際,経験者の方に聞いておきたいことはありますか。

○裁判官(藤村裁判官)

裁判官の藤村と申します。

いろいろと裁判官の方で、一番最初、公判が始まる直前から最後判決に至るまで、いろいろ多分説明をさせていただく機会が多いかなと思います。先ほど言ったような専門用語の説明、例えば今回の話で言うと、心神耗弱って一体何なんだとか、執行猶予って実際よく聞くけれども、どういう意味なんだとか、あと実際にいろんな罪の重さの幅とかを法定刑とよく言ったと思うんですけれども、これがどれぐらいの幅だったりとか、そういう法律の一般的な制度だったりとか、趣旨だったりとかという説明を多分随所でしたと思います。

基本的には、検察官、弁護人の最後、論告弁論というのが終わって評議に突入してから、結構深く説明することが多かったかなというふうにこちらは感じているんですが、逆にもっと早い段階でこの説明を聞いておいたらよかったかな、そうすると審理が分かりやすかったかなということがありましたら、何かエピソードとして教えていただけたらと思います。

具体的には、例えば検察官、弁護人の冒頭陳述とかが終わった後ぐらいに聞きたかったなとか、あと求刑がされるじゃないですか、検察官の。その前とかに聞いておけば、もっと分かりやすかったかなとか、そういう説明のタイミングがもっと早

い方がよかったかなということが何かあれば、具体的エピソードがあれば教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○司会者(丹羽裁判官)

5番さん、どうぞ。

○裁判員経験者(5番)

率直に、量刑を決める決め方ですよね、それをやっぱり一番最初に持ってきてもらった方が、一番最後に結論を持ってくるのもいいと思うんですけど、そうなっちゃうと駆け足になり過ぎて、自分の考えがまとまらないまま、言い方は悪いですけど、ある意味、流されちゃったというのも出てくるんじゃないのかなというのがありますので、まず一番最初に、なかなか難しいとは思うんですけども、結論、例えばこういう結論なら、ちょっと抽象的で申し訳ないんですけど、言っていただいた方が、まず裁判に入っての見方というのが変わってくると思うんですよ。当然、何も知らない中で入っちゃうので、真っ白な状態なので、一番最後に結論をとなると、正直難しかったのかなというふうには感じています。

○司会者(丹羽裁判官)

量刑の基本的な考え方と言われている犯情事実ですか、行為と結果、それから動機、経緯を中心に刑は考えていくんですというような説明をどこかの段階で必ずさせていただいている、その説明が早い段階でされた方が事件の特徴をつかみやすいと、そんな御意見かと思います。

他の方はいかがでしょうか。

裁判官としては、逆に量刑評議の初めにするような大がかりな説明を余り最初の 段階でしてしまうと、証拠の内容が今度は入らなくなってしまうんじゃないかと、 頭にと、こんな心配もしていて、どうやってまぶしながら皆さんに説明するかとい うことを個々の事件で苦心をしているところではありまして、ただ早くに枠組みが 頭に入っていた方がいいというのももちろん理解はしていて、日々、考えていると ころでありますけれども、他に何か御意見いただければ、我々としても非常にあり がたいですけれども、1番さん。

○裁判員経験者(1番)

別に5番さんを否定するとか、そんな気は全然ないんですけど、量刑とかは僕は最初じゃなくてもいいんじゃないかなと。量刑を最初に聞いちゃうと、それを頭に置いて、その後もずっと聞いていくので、量刑というのは最初はなしで、出された証拠と論点を見て、これは本当にまず有罪なのか、そこから決めていって、最終的に量刑って、過去の裁判事例の大体こんな感じとかという、最終的にはそうなるんでしょうけど、そこはいいかなと。本当にこの人は有罪なのか、本当に殺意があったのかとか、そういうところをやっぱりしっかり論議するためには、余り余分なものが、これ有罪にしたらこうだよなとか、余り考えない方がいいんじゃないかなという気はします。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございます。特に、1番さん、3番さんの事件は、被告人の精神状態をまず決めなきゃいけないという事件だったこともあって、量刑の前に心神耗弱かどうかと、この辺が優先課題だったのかなという気もしますので、そういう意味では事案に応じて説明する内容と時期というのが変わってくるのかなと、改めて思っているところです。

[休憩]

○司会者(丹羽裁判官)

まず、検察官の方から一つお尋ねしたいことがあるようですので、お願いいたします。

○検察官(中山検察官)

今回,皆さんが担当されたのは自白事件ということでございますけれども,当事者,つまり検察官と弁護人との間で争いがないというところであっても,本当に争いがないのかなということで,また最初から考えてみたくなったようなところはありませんか。

例えば、先ほどお話を伺っていますと、1番さんと3番さんの事件ですと、斧で切り付けて殺そうとしたという割にはけがが小さいということだと、本当に殺人未遂というのが成立するんだろうかというふうな疑問があったりとか、あとは2番さんの事件で、生後8か月の子がだんだんとやせ細っていくのであれば、それをほったらかしたというのであれば、保護責任者遺棄じゃなくて殺人罪になるんじゃないかとか、あと8番さんの事件ですと、本当に火を付けたのかどうか、自分で覚えていないと言っているのに、本当にこの人が放火の犯人でいいのかとかいうふうに、当事者間で争いがない事実について、本当に争いがないということでいいんだろうかということで、疑問に思われたようなことというのはありますでしょうか。

○司会者(丹羽裁判官)

いかがでしょうかね。自白事件だということで、量刑だけというのも変ですけど、量刑を決めるのが我々の仕事だと思っていたんだけれども、よくよく聞いてみると、何だ、ここは事実関係に実は言い分の違いがあるじゃないかと、こういうことでということかと思いますが、いかがでしょうか。1番さん、お願いします。

○裁判員経験者(1番)

言われるとおりごもっともで、第一感、本当に3番さんはどう思われたか分からないですけど、本当に殺人未遂なのかなというのは思いましたね。心神耗弱というのもあったんですけど、それに対して、だから弁護側が異議を唱えていないとい

うか,自白しているのでしようがないんでしょうけど,本当にそうだったのかなというのはありましたね,僕個人的には。ただ,自白して認めて,弁護側もそこは争わない,大きいか小さいかというか,量刑だけだったので,そうなのかなという感じでした。正直言うと,そうです。

○司会者(丹羽裁判官)

他の方はいかがでしょうか。8番さん。

○裁判員経験者(8番)

放火事件に関しましては、本人がそのときの記憶がないというのは確かにこのときの証言の中にもあったんですけど、前後の行動とか、あのときは自分が持っていたものをどこかのごみ箱に捨てていたりしていたんです。そういうものの証拠写真とか、そういうものをずっと警察の方も出されますよね。そういうのを一つずつ検察側の話とかも聞いた上で、本人の記憶がないとはいっても、これは火を付けているよねというので、そういう点では疑問に感じたというのはないですね。

○司会者(丹羽裁判官)

他の方はいかがですかね。特によろしいでしょうか。 森山先生は。

○弁護士(森山弁護士)

大丈夫です。

○司会者(丹羽裁判官)

大丈夫ですか。裁判官は、もしあれば後でして、先に傍聴していただいている 報道機関の方から何か、この際ですので、経験者の方にお尋ねしたいことがあれば どうぞ。事前にいただいた質問事項についてはおおむね経験者の方の話の中で出ているというふうには認識しておりますけれども、お聞きになっておられて、更にここの辺りを記者魂を発揮して突っ込んでみたいというようなことがあれば、どうぞお願いいたします。できれば、自己紹介がてら名乗っていただいて、お願いいたします。

○A社 (a 記者)

A社のaと申します。本日はありがとうございました。

裁判員制度が施行されて今8年かと思うんですが、その中で例えばある事件に関わっている裁判員の方が暴力団関係者に脅されたり、顔を覚えていると言われて脅されたりですとか、あと報道の中でもだんだん裁判員をやりたいと思う方が減ってきているですとか、かなりマイナスの報道も目立ってきていると思うんですが、そういった中で、例えば裁判員、最初通知が来たときに、ちょっとやりたくないなとか、先ほどちょっとお話に出された方も、受けるか受けないかの経緯の中でお話しされた方もいらっしゃると思うんですけれども、最初、戸惑いみたいなものがあったかどうかというのを、もしあれば教えていただきたいと思います。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございます。先ほどと重複になるかもしれませんが、せっかくですので順に、最初に案内が届いたときに、どんな心持ちだったかという辺り、抵抗感はなかったのかというところで、ここで1番さんはさっき言ったので、次どこから回すかと、2番さんからいくのか、8番さんからいくのかということで、気安いものですから、すいません、8番さんからお願いいたします。

○裁判員経験者(8番)

すいません、失礼いたします。私は、先ほども申しましたように、裁判員制度

というものができたときから非常に興味、関心は持っていたので、もし自分がそういう立場になったら、是非やりたいなという気持ちはありました。ですから、前の年の多分10月か11月ぐらいに、まず最高裁の方から名簿に載りましたよというのが来た段階で、ちょっと半分やった、でもまず当たらないだろうな、次、5月に広島地裁から特別送達が来ました。そこで、やったというふうなので、私は正直、戸惑いとかというのは全くありませんでした。

○司会者(丹羽裁判官)

7番さんは先ほどお話しいただいたところですので、あれでしょうか、特によろしいですか。6番さんはいかがでしょうか。いろんなマイナスの報道が最近されていますけれども、通知が来たときなどに戸惑いやためらいがなかったかどうかという御質問ですが、いかがでしょうか。

○裁判員経験者(6番)

ためらいといいますか、戸惑いといいますか、それよりはびっくりしました、はっきり言いまして。何じゃこれはというようなもので、いろいろ調べてみたら、くじなのかと、これだったら宝くじも買わにゃいけんなというような、そういう気持ちでございました。こういう制度というものは非常にいい制度やなと、これが今の私の実感でございます。だから、皆さん誰でも交通違反で切符切られた折のあれで裁判所に行くのと違って、これはびっくりされると思います。これが私の率直な意見でございます。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございます。5番さんは、喫煙室の話を先ほどしていただきました ので、この辺りの問題意識はあるかなと思いますが、いかがでしょうか。

○裁判員経験者(5番)

喫煙室ですか、被告人のお兄さんだと思うんですけど、その友達が数人いて、一緒に吸われていた別の裁判員の方と、多分そうよね、来たねっていう感じで、今は笑い話ですけど、裁判が終わって裁判所を出るとき、被告の親族一同がいて、その横を通って帰るのってやっぱり身構えますし、北九州のもあったじゃないですか、そういうのを考えると、何かしらその辺、禁煙しろと言われたらできるのであれですけど、行き帰りの配慮というのは多少なりともあった方がいいのかなとは思っています。

通知が来たときなんですけど、正直、最高裁からいきなり来たので、何をしたんだろうという戸惑いと、いきなり最高裁からはないだろうと冷静に考えてというのがありました。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございます。 4番さんはいかがですか、最初に通知を受け取ったとき、あるいは福岡の事件などの報道に接したときのことを思い出して、お願いいたします。

○裁判員経験者(4番)

常日頃、関わってみたいなという思いを持っていましたので、通知が来ました 折、よかったと思いましたし、光栄でした。やはりニュースで報道されるのをテレ ビの画面を通して見るのと、実際に自分が法廷の中で被告人の表情とか言葉遣い、 話されるのとかに接するのとでは、全く受け取り方が違います。私が関わったこと を本当にすごく、どうして心のブレーキがかけられなかったのかなという思いで関 わっていましたし、直接見て、子供とか孫に、罪を犯したらこんなに辛い状況に立 たされてしまうし、罪を仮に償って社会復帰したときに、仕事とか、いろんな面で 生きづらさをすごく感じながら生きていかなきゃいけないんだから、子供や孫には 私が経験したことを本当に語り部のように語っていきたいと思います。とてもとて もいい経験でした。ありがとうございました。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございます。では、3番さんは、受け取ったときの気持ちなど、い かがでしょうか。

○裁判員経験者(3番)

私も驚きました。初めは消極的でした。ここに7日間、来させてもらったんですけども、来た日からは全然、消極的な考えというのが変わってしまって、私はこんなにもこういうことにしたい仕事だったのかなと思って、今は冥途の土産にこれを持っていけたらと思っていますので、生まれ変わったら、こういう仕事に携わる仕事をしたいなというぐらいになって、友達にも、もし当たったら、是非行きなさいというようなことを言っているぐらいです。本当感謝しています。ありがとうございました。

○司会者(丹羽裁判官)

最初、消極的だったのは、何か理由がございますか。

○裁判員経験者(3番)

多分無知というのか、違う世界のものだと思い込んで、余りテレビのドラマとかは見ていましたけど、そういう真剣に考えたことというのがなかったんですね。でも、もしかして私もあちら側の立場になるかも分からないとかいうようなことを考えたときに、すごく真剣に思えましたし、いろんな意味でお勉強させてもらったことが本当にありがたかったです。ありがとうございました。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございます。2番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者(2番)

私も、選ばれたときの、そしてこれに参加することにはすごく消極的で、余り大勢のところに出るというのも嫌ですし、意見を余り言えないような性格ですから、ただ、こういうことというのは娘も話をしたら、こういうことは経験した方がいいよと後押しされて、本当は最初、兄弟で一人で住んでいる兄がいるんですけど、その兄を病気にさせて断ろうと思ったんですけど、そういうことをすると良心がとがめるので、断る理由もなく、こちらの方に来るということにしたんですけども、でも実際、参加させてもらって自分の勉強ができたし、こういう場というものも経験することも本当に自分からできるものではないですし、良かったなと思っています。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございます。1番さんはいかがでしょうか。1番さんはやる気満々という感じ。

○裁判員経験者(1番)

DVDを見て、これは絶対やらんにゃいけんと。あのDVDは優れものじゃないかなと思いますよ。それぐらいにします。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございました。そんなところでございますが、他に何か追加の御質 問等ございますか。7番さん。

○裁判員経験者(7番)

裁判員というのは、私もおしゃべりなところがありますので、自分が経験させていただいた中で、ちらちらと友達に言ってしまうんです。今まで、マスコミではすごく悪い評判しかないんですね。例えば、暴力団とか、どうとかこうとかあるんですけども、その方たちは経験されていない方で、マスコミがはやし立てる中で、実際はそうではないというのを実感しましたし、自分が経験させていただいた中で、周りの見る目が皆さんまた変わってきたんですね。

こういう経験をほとんどされていないものですから、すごいねと、こういうものができるんだねといういい形で見てくださる方が多いんです。それが自分の中の人生の中で何かすごく箔が付いた感じかな、自分の中で自信というものができました。だから、本当に大事な、本当に重大なことなんですけど、是非皆さんにいい方法で知っていただきたいなとは思っています。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございました。

では、そうこうしているうちに、約束の時間になろうとしております。実際は5 分ほど早いので、もう2時間経っているんですけども、もう少しいろいろと、こう した機会ですので、お尋ねしたい点もあるんですけれども、残念ながらこれで終幕 ということになります。

こういった意見交換会を実施している趣旨としては、我々、今、現在進行形で裁判を担当しているわけですが、まだまだ足りない部分がある、より一層努力して、改善していかなければならない点があるというふうに考えておりますので、今、実は一通り皆さんにお声をお出しいただいたんですけれども、また最後に、我々に対する厳しい注文をする、あるいは制度に対する御意見を最後にいただくという形で、また一言ずつ皆さんに御披露いただいて、締めたいと思いますので、よろしいでしょうか。

今度は、2番さんから順繰りに3番さん、4番さんという感じで回して、1番さ

んがまた最後になるんですけれども、そういった形で御意見をというか、最後の質問事項の5に関わる部分ですけれども、コメントをいただきたいと思いますので、 よろしいでしょうか。2番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者(2番)

裁判員制度というものがどんなに大事というか、大切なものかというものをみんなに知ってもらうというのは、報道の在り方とか、ああいうのも問題があるのかなと思います。また、どういうふうに報道すれば、裁判員制度というのがどんなに必要かということがみんなに分かるには、それをどういうふうに進めたらいいのか分からないんですけど、報道の仕方というのを、それは裁判所の方で考えていただいて、ただ参加した者としては、裁判員制度というのは、人というのは十人十色で、それぞれの考え方を聞くというのはすごくいいことだと思うので、必要性というものはあると思いますので。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございます。より一層,広報にいそしめと,こういう御意見かと思いますので、承りたいと思います。

3番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者(3番)

すいません、細かいことなのですけど、よろしいでしょうか。皆さん、目が悪い方は眼鏡で結構見えるし、1台ずつありますよね。思ったのが、ごめんなさい、6番さんや4番さんも私は同じ年代で、ちょっと耳というのは、補聴器というのも悪くなって、みんながみんな付けられるものじゃないんですね。多分、その日によってマイクの音が大きかったり、スピーカーがあるんですかね、裁判のときにですね。

○司会者(丹羽裁判官)

マイクは動かしていないはずなんですけども、しゃべる人の声とかマイクの位置で、若干音の大小が出るかもしれません。

○裁判員経験者(3番)

それだけですか。例えば、部屋の中で聞くスピーカーを流すのが、人数が少なくなったから低く落とそうとかいうような感じはないんですかね。というのが、ごめんなさい、私も先ほど言ったように、はっきり聞こえるときと、人数が少なくなったらちょっと落ちて、すごく聞きづらくなって、皆さん発言しているのに、ちょっと私はできない場面というのがあったんですね、申し訳ないんですけど。

今は補聴器を付けていますけど、多分年代的に、私たちの年代が選ばれたときに、ちょっとそういう耳の加減とかで聞きやすいマイクが流れれば、はっきりいろんな答えも皆さん出せると思うし、すいません、私は耳が聞こえないんですと、そのときに言うわけにはちょっといかないので、そういうのが配慮していただけたらありがたいなと思いました。

○司会者(丹羽裁判官)

貴重な御意見、ありがとうございます。

4番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者(4番)

裁判員として参加する以前に、とても長い期間をかけて、専門家の皆さんで審理をしっかりし尽くして、私たち裁判員は本当に量刑を決める最後の最後の大詰めの場面に立ち会えたんだなと感じました。でも、立ち会うということがとても大切な経験になったと思います。やはり社会の中で生きていくのに、犯罪は犯してはい

けないし、犯されてもいけないし、犯させてもいけないと思うんですね。立ち会うことを通して、このことをしっかり認識することができて、よかったと思います。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございます。5番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者(5番)

まず、思ったのが、どんな制度でも、いきなり100点の制度っていきなりできないと思うんですよ。そういった中で、一つ一つ問題点が出てきて、それを改善していく。本当に裁判官の方々は日々お仕事が大変な中、かなり気を遣っていただいて、本当に申し訳ないというのを感じたと同時に、逆に全く素人の市民が入ることによって、新しい考え方がそこに植えつけられるというメリットって当然あると思うので、是非、この制度というのは悪いものじゃないので、本当にいいものだと思いますので、報道の方も悪い面じゃなしに、もっといい面も報道していただければなと思います。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございます。6番さん、どうでしょうか。

○裁判員経験者(6番)

テレビドラマのせりふじゃないですけども、人が人を裁くという、何とも言えない法治社会の宿命でございましょう。だけども、これは我々人類の社会の社会人として、理性、知性といいますか、他の動物にはないものを持っているわけですから、だけど先ほども検事さんの量刑の件でも出ておりました折に思ったんですが、刑が軽いか重いかとか、本当に裁判所並びにこれに携わっておられる方々、私は尊敬しております。こうして出席させていただければ、特にそれを一層強く思うんで

すけれども、おっしゃるように、裁判員制度、これからも続けばいいなと。そして、 もっと多くの人に参加していただければ、そのように期待もし、また思っておりま す。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございます。7番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者(7番)

皆様が言われたとおりで、本当に課題とか改善点とかいうものは、まだ私の中では未熟で、皆様の前でああだこうだというものがまだ言えない状態ですので、本当に参加させていただいたことに対して物すごく感謝しておりますし、本当にありがとうございます。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございます。8番さん、お願いします。

○裁判員経験者(8番)

裁判員制度というのは、これはとてもすばらしい制度だと思います。これはこのままもっといい形でどんどん発展して、存続していくべきものだと思うんですけど、今の辞退率ですか、それが非常に高くなっているというのを新聞報道とかでもよく見ます。辞退の理由の中には、やはり関わりたくない、絶対何割かの方はそういう方がいらっしゃると思うんです。それと、よく分からないから関わりたくない。実際、関わった方は皆さんよかったと言われるので、経験してみれば分かるんだけど、経験していないがゆえに関わりたくない。

それと、もう一つは、関わりたくても、環境的に関われない人が今は非常に多い んじゃないかなと思うんです。いわゆる青壮年の世代ですね。ですから、一番大き な理由というのは、職場の環境じゃないかなと思うんです。私の職場の場合は、こういうものに参加する場合は公民権行使といいまして特別休暇が認められております。ですから、ちゃんと休むことができるんですけど、会社によってはなかなか制度はあっても言いにくい、制度そのものがない、あとは雇用形態ですよね。非正規社員がこれだけ多い時代に、なかなか長くなると1週間、10日、休まないといけないという場合も出てくる、そういう状況の中で、休ませてほしいとは言えない、また雇用主の方もそういうものに対する理解がない。

だから、これは裁判員制度そのものというよりか、今の社会が抱えている非常に 大きな問題じゃないかと思うんです。こういう部分というのは、裁判所、裁判員制 度だけの問題ではなく、もっと国全体の問題として、報道の方ももちろんそういう ことに関するいろんな報道、そういうものもしていただければ、またあれかなと思 うんですけど、結構、私はこれは今大きな問題じゃないかなというふうに思ってお ります。

ですから、環境が許す方は、少々無理をしてでも、これは是非経験すべきものだというふうに思っておりますし、この制度はずっと残していっていただきたいなというふうに思っております。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございます。では、最後1番さん、お願いいたします。

○裁判員経験者(1番)

大きく言って、二つあります。

一つ目は、多分もう配慮されているとは思うんですけど、裁判員裁判は重大事件のときに来るんですけど、先ほど言った福岡の事件みたいに暴力団が絡んでいるとか、そういった事件のときに裁判員裁判をどうしてもしなきゃいけないというのが、ちょっと僕はよく分からないなと。そこは配慮すべきじゃないか、多分されている

んだろうと思います。これが一つ。

二つ目は、裁判員裁判を始めたときの司法側の目的というか、目標があったと思うんです。新しい裁判の考え方を入れるとか、何かあると思うんですけど、目標に対して、今どこまでいっているのかな、まだ全然達していないのかな、僕は全然そこら辺が分からないんですよ。当初の目標に対して近づいてきている、だからこのままいかにゃいけんというのだったら続ければいいと思うんです。

ただ、全然何か結構、多分素人の僕らを指導するのも大変だと思うんですよ。それだけ裁判がこんなにたくさんあって、すごく投資もかけて裁判員裁判をやっているんだけど、最初の目標に対して投資効果が少ないというか、本当に出ていないんだったら、やり方をもうちょっと考え直してもいいのかなと思います。極論とすればですよ。

だから、本当にどこを狙って、何を変えようとしているのか、変わってきているのかというのが。見せとは言いませんけど、司法の中で1回確認されて、これでいいんだと思ったら、どんどん進めてもらいたいなと思います。実際に、裁判員裁判は同じです、僕もやった方がいいと思っています。

○司会者(丹羽裁判官)

ありがとうございました。今,いただいた御意見,我々も心に刻んで,またよりよい制度になるように頑張っていきたいと思います。

最後、出席した法律家の方から一言ずつ、締めの言葉をいただいて、閉会にした いと思いますので。

○検察官(中山検察官)

本日は、お忙しい中、どうもありがとうございました。大変参考になりました。 また、裁判員裁判は今後も続いていきますので、検察官といたしましてもより一 層精進してまいりたいと思います。本日は本当にありがとうございました。

○弁護士(森山弁護士)

本日は、貴重な場に参加させていただきまして、ありがとうございました。弁護士会というのは、会という形はなしているんですけど、個々の弁護士の事務所の集合体なので、なかなか研修とか、意思統一、それから情報収集というところで難しいところはあるんですけれども、そうはいっても被告人のためにはやらなければいけないので、今日の機会を踏まえて、また研修等を頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。

○裁判官(武林裁判官)

本日はどうもありがとうございました。なかなか裁判員裁判をやった後の経験というのをじっくり聞く機会がないものですから、今日は本当に貴重な経験をさせていただきました。また、裁判所の方も、これからも課題がまだたくさんあるということも今日分かりましたので、また今後、その改善に努めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○裁判官 (藤村裁判官)

本日は、貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。今後も裁判員裁判は続きますので、できるだけよりよい環境で、いい裁判ができるように、 こちらも環境づくりに努めていきたいと思います。ありがとうございました。

○司会者(丹羽裁判官)

前振りなしで恐縮ですが、報道からも何か一言、最後ございますか。

○A社(a記者)

すいません,本日はありがとうございました。皆様の御意見を伺いまして,マ

スコミ報道の中で裁判員制度の悪い面だけが強調されてしまっているという御意見 もあったかと思います。今日、皆さんのお話を伺って、裁判員制度に参加して良か ったと、来世では司法に関わりたいというような御意見もあるぐらい、皆さんとて も意義のあるものだったという、こういう意見もきちんと正しく報じていければな とこちらも思っています。今日は本当にありがとうございました。

○司会者(丹羽裁判官)

時間が過ぎてしまいまして、これは司会の不手際ということで御容赦ください。 今日はかなり天候が暑い中、昼間から裁判所まで足を運んでいただきまして、本当 にありがとうございます。引き続き、裁判所のこうした制度運営について、あるい は我々法律家の活動につきまして御理解と御協力をいただき、あとマスコミ報道に つきましても温かい目で見ていただくようにお願い申し上げて、この会、閉じたい と思います。どうも本当にありがとうございました。

質問事項

はじめに

1 裁判員・補充裁判員を経験され、どのような感想や意見をお持ちですか。 また、今回、経験者の意見交換会に参加してもよいとお考えになった理由をお 聞かせください。

自白事件における主張立証活動

- 2(1) 検察官の主張(公訴事実,冒頭陳述,論告)の内容はわかりやすかったですか。その理由は何ですか。
 - (2) 取り調べられた証拠書類の内容はわかりやすかったですか。その理由は何ですか。

特に、法廷で朗読された供述調書の内容をその場で理解することができましたか。その理由は何ですか。

- (3) 証人尋問や被告人質問の場面での検察官による質問の意図や内容をその場で理解することができましたか。その理由は何ですか。
- 3(1) 弁護人の主張(冒頭陳述,弁論)の内容はわかりやすかったですか。その理由は何ですか。
 - (2) 弁護人が提出した証拠書類の内容はわかりやすかったですか。その理由は何ですか。
 - (3) 証人尋問や被告人質問の場面での弁護人による質問の意図や内容をその場で 理解することができましたか。その理由は何ですか。

裁判官の説明

4 審理と評議を通じ、裁判官によって行われた説明はわかりやすかったですか。 その理由は何ですか。

おわりに

5 今後の裁判員裁判の進め方等についてご意見やご要望をお聞かせください。

以 上